

議案第51号

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

沖縄県及び県内市町村の職員給与等の改定状況を踏まえ、改正する必要があるため  
提案する。

## 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南風原町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の給与条例第4条第1項に規定されている給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例に規定する給料表をいう。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。